最終更新日：2017年4月3日
株式会社あじかん
代表取締役社長　足利　恵一
問合せ先：082-277-7010
証券コード：2907
www.ahjikan.co.jp//

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、企業としての社会的責任を全うし、信頼していただける企業であり続けることが、企業価値の増大に寄与し、ひいては株主のみなさまをはじめとした、当社を取り巻くあらゆる利害関係者への期待に応えることに繋がる経営上の重点課題と認識しております。
その基本となるのがコーポレート・ガバナンスであり、経営の透明性および健全性を高め、経営監視機能や業務執行機能を強化するための施策を積極的に推進しております。
とりわけ、食品を取り扱う当社におきましては、食品の安全性の確保を第一義とする一方で、コンプライアンスもコーポレート・ガバナンスの根幹であるという認識のもと、法令や社内ルールの遵守のみならず社会倫理を尊ぶ企業行動を指向しております。当社では、その内容を具体化させ、役員および従業員がとるべき行動指針を明示した「倫理綱領」を制定し、その周知徹底を図っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則 1-2-4、3-1-2】
当社の株主構成などを考慮して議決権の電子行使および招集通知の英文での開示は行っておりませんが、今後の株主構成の変化や議決権行使のトレンドなどを注視し、必要に応じて検討してまいります。

【原則 1-4　いわゆる政策保有株式】
当社は、株式の安定化および取引や資金調達の円滑化を目的として、純投資目的以外で上場株式を一部保有しており、毎期、取締役会で保有状況の確認を経て有価証券報告書に記載しております。
現在、「政策保有に関する方針」および「政策保有株式に係る議決権の行使について、適切な対応を確保するための基準」は策定しておりませんが、今後、中長期的な経済合理性や将来の見通しなどの観点を踏まえ、必要に応じて検討してまいります。

【原則 3-1　情報開示の充実】
(1) 社是・経営理念および長期ビジョン・中期経営計画は、当社ホームページ（以下のURL）に開示しております。
〔社是・経営理念〕　http://www.ahjikan.co.jp/ir/philosophy.html
〔長期ビジョン〕　http://www.ahjikan.co.jp/ir/vision.html
〔中期経営計画〕　http://www.ahjikan.co.jp/ir/plan.html
(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方は、本報告書の「1.1基本的な考え方」に記載のとおりです。
(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するにあたっての方針と手続きは、本報告書の「2.1【取締役報酬関係】報酬の額またはその算定方針の開示内容」に記載のとおりです。
(4) 取締役候補者の指名を行うにあたっては、当社グループが国内外を市場とした食品メーカーであることを踏まえ、これら事業活動を推進するにあたり適切な意思決定と執行の監督を行うことができるよう、取締役全体として事業別および機能別に豊富な経験と高い見識を有する当社グループ出身の取締役と、株主をはじめとした多様なステークホルダーの期待を踏まえた企業成長やガバナンスのあり方について、高所大所から意見を述べ問題提議を行うことができる独立性の高い社外取締役で構成することを基本方針としています。
また、取締役候補者の選任の手続きにあたっては、取締役定年などの社内規定を遵守するとともに、独立社外取締役の助言を求めます。
監査役候補者の指名を行うにあたっては、業務執行者からの独立性の確保や公正不偏の態度を保持できるかなどを勘案するほか、社内監査役と社外監査役の員数や最低1名は財務および会計に関して相当程度の知見を有する者で構成することを考慮して候補者を選定することを基本方針としております。
選任の手続きにあたっては、監査役定年などの定めを遵守するとともに、事前に監査役会の同意を得た上で、取締役会に諮ります。
なお、監査役会が必要と認めたときは、取締役会に対し、監査役の選任を株主総会の目的とすることを請求し、または株主総会に提出する監査役候補者を提案することとし、取締役会は監査役会の提案を尊重いたします。
(5) 取締役・監査役の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明につきましては、社外取締役・社外監査役は株主総会招集通知の参考書類に記載しております。
その他の取締役・監査役の選任・指名についての説明につきましては、新任の取締役・監査役について株主総会招集通知の参考書類に記載するなど、今後の検討課題と認識しています。

【補充原則 4-1-3】
当社では、最高経営責任者などの後継者の計画とその監視は、取締役会における重要な責務と考えております。
現在、取締役の定年は、会長、社長、社外取締役を除き65歳に定めておりますが、任期や定年制のあり方を含め、後継者育成の基盤整備や後継者候補層の育成、ならびに後継者指名手続きなどについても、取締役会の監督のあり方を含めて段階的に検討してまいります。

【補充原則 4-2-1】
当社の取締役（社外取締役を除く）の報酬は、固定の基本報酬としての月額報酬、年度業績により変動する役員賞与、役位と在任期間により算定する退職慰労金で構成し、役員賞与の支給と退職慰労金の贈呈については、株主総会の決議事項としております。
現在は、中長期的な業績と連動する報酬や、自社株報酬は採用しておりませんが、持続的な成長に向けた健全なインセンティブとしての観点を踏まえ、役員報酬体系の見直しを検討してまいります。

【原則 4-8　独立社外取締役の有効な活用】
当社は、社外取締役1名、社外監査役2名を選任しており、その全員を独立役員として登録しております。
社外取締役は1名ですが、金融機関および経済研究機関の経営経験を踏まえた視点から、経営陣幹部や監査役との意見交換を行うとともに、取締役会などにおいて適時適切な意見を述べており、独立社外取締役としての責務を十分に果たしております。
現段階では、3分の1以上の独立社外取締役の選任が必要とは考えておりませんが、社外取締役の増員については検討してまいります。

【原則 4-10　任意の仕組みの活用】

当社は、監査役会設置会社を採用しておりますが、独立社外取締役や独立社外監査役を活用して適切な統治機能の確保を図っております。
今後、統治機能の更なる充実化を検討する際には、任意のしくみの活用についても考慮します。

【補充原則 4-11-1】
当社は、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランスに関する考え方、ならびに取締役の選任に関する方針・手続きは、原則3-1-4に記載のとおりでございます。
また、規模については、当社の取締役は15名以内とすることを「定款」で定めております。
多様性に関する考え方については、今後の検討課題と認識しております。

【補充原則 4-11-3】
当社では、各取締役に対して、取締役としての自己評価や取締役会の運営についてのアンケートを行うなどして、取締役会全体の実効性を高めてまいります。
なお、結果の概要の開示については、今後の検討課題として認識しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則 1-7　関連当事者間の取引】
当社は、法令等に定める関連当事者間取引を行う場合には、取締役会の決議事項としております。
また、当社役員による関連当事者間取引を把握するために、関連当事者間取引の有無について、毎年、役員各々に確認しております。
なお、法令等に定める関連当事者間の取引を行う場合には、取締役会において社外取締役や監査役からの意見を求め審議した上で承認を得ることとし、関連当事者間の取引が発生した場合には、「会社法」「金融商品取引法」などの関連法令や証券取引所が定める規則に従い開示いたします。

【補充原則 4-1-1】
当社は、「会社法」や「定款」の定め、ならびに意思決定の影響度などを踏まえ、取締役会で判断・決定する事項やその基準を「取締役会規則」で定めており、経営陣への委任の範囲については、分掌業務ごとの決裁権限・執行決裁権限などを「職務権限規程」に定めております。
また、それらの中で特に重要な事項については、経営陣で構成する経営会議（経営審議会）での事前審議を行っております。

【原則 4-9　独立社外取締役の独立性判断基準および資質】
当社は、東京証券取引所が定める「独立性基準」を独立性判断基準として、取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できるよう、その経歴や識見、また他の上場会社の役員の兼務状況などを取締役会で確認・審議することで、独立社外取締役候補者を選定しております。
今後、株主や投資家の期待などを踏まえながら、当社独自の独立性判断基準を策定することも検討してまいります。

【補充原則 4-11-2】
当社の取締役は、社外取締役を除き、当社の子会社以外の会社の役員を兼務しておりません。社外取締役は、他の上場会社の社外監査役を1社兼務しておりますが、取締役会などの重要会議の日程が重複しないため、社外取締役としての職務執行に支障はございません。
監査役については、常勤監査役は、当社の子会社以外の役員を兼務しておらず、常勤監査役としての業務に専念できる体制となっております。社外監査役も他の上場会社の役員を兼務しておらず、社外監査役としての職務執行に支障はございません。
取締役および監査役の他社での兼務状況は、株主総会招集通知（事業報告・参考書類）、有価証券報告書、またコーポレートガバナンス報告書などを通じて毎年開示しております。

【補充原則 4-14-2】
当社の取締役・監査役に対するトレーニングの方針は、以下のとおりです。
(1) 取締役・監査役が新たに就任したときは、取締役・監査役に求められる役割・責務の理解を目的として、「会社法」をはじめとした法律やコーポレートガバナンスに関するセミナーや研修などへ参加する機会を設定いたします。
(2) 社外取締役・社外監査役に対しては、適宜、関係部署（者）より事業や組織などに関する説明を行います。
(3) 取締役・監査役に共通して必要となる法令改正や経営課題に関する研修会を適宜開催します。
(4) 取締役・監査役が、役割・責務を果たすために必要となるセミナーなどへ参加した場合には、これらに要する費用は、会社が負担します。

【原則 5-1　株主との建設的な対話に関する方針】
当社は、株主との建設的な対話を促進するために担当取締役を任命し、人事総務部を担当部署とし、各部門と連携して次の取り組みを行うことを方針としております。
(1) 当社ホームページや広報誌などを通じて、経営計画や経営方針について情報発信するとともに、株主アンケートなどを通じて、関心事項や意見などの確認を行い、IR活動の継続的な改善に努めます。
(2) 株主総会の場以外においても、株主懇談会を開催するなど、株主との対話の場を積極的に設定します。
(3) 株主などから対話（面談）の申込みに対しては、合理的な範囲で代表取締役社長、担当役員、または担当部署の責任者が対応します。
(4) 株主との対話の内容については、株主からの意見を含めて代表取締役社長に報告するとともに、代表取締役社長が必要と判断した場合には、取締役会での共有化を図ります。
(5) 情報発信に際しては、当社で定める「内部情報管理規程」に基づき、内部情報を適切に管理します。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
株式会社足利興産	1,934,700	25.12
あじかん三栄持株会	676,900	8.79
株式会社広島銀行	363,000	4.71
あじかん株式持株会	356,300	4.62
株式会社山口銀行	214,500	2.78
株式会社三菱東京UFJ銀行	192,500	2.50
明治安田生命保険相互会社	158,000	2.05

西川ゴム工業株式会社	150,000	1.94
広島海苔株式会社	139,500	1.81
共栄火災海上保険株式会社	132,000	1.71

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3 月
業種	食料品
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社には、親会社および上場子会社はなく、またその他当社のコーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情は認識しておりません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長 更新	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
川平 伴勅	他の会社の出身者											△

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
川平 伴勅	○	昭和48年 株式会社広島銀行入行、平成21年 同行専務取締役、平成24年6月まで同行の業務執行者でありました。 株式会社広島銀行は、当社の取引銀行であります。	金融機関および調査・研究機関の経営に携わった豊富な経験と高い見識をもとに、独立した立場から経営全般に助言をいただくことで、取締役会の機能をさらに強化できるものと判断したものであります。 なお、同氏は、一般株主と利益相反の生じる恐れがあると判断する場合の独立性の判断要素（独立性基準）に抵触しておらず、また、個別に行った調査の結果、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと実質的に判断できるため、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している

定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人とは、監査報告書作成時以外でも、重要な法的課題やコンプライアンスに関する事項などで監査業務上疑義が生じた場合には、適宜、情報交換・意見交換を行い、監査の実効性と効率性の向上をめざしております。
また、内部監査部門は、常勤監査役に対し内部監査の計画とその実施結果について、半期に1 度の頻度で報告しております。また、内部監査において、重大な不正や誤謬を発見した場合には、すみやかに報告しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
山本 英雄	弁護士													
稲葉 琢也	他の会社の出身者													△

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山本 英雄	○	―――	社外からのチェックという観点に加えて、法律の専門家としての立場から経営者の職務遂行の妥当性を監査するため。 また、同氏は社外監査役としての職責を十分に理解し、中立の立場から客観的に監査意見を表明することに加え、代表取締役および取締役会に対して忌憚のない意見を述べることのでき得る人材と判断するため。 なお、同氏は、独立性の判断基準として掲げられた事項には過去も含めて該当していないことから、同氏を独立役員に指定しております。
稲葉 琢也	○	昭和54年 株式会社広島銀行入行、平成18年 同行金融商品営業部長、平成21年3月まで同行の業務執行者でありました。 株式会社広島銀行は、当社の取引銀行であります。	長年にわたり、金融機関に在籍した経歴を持つなど、財務および会計的な見地から当社の経営に対する監視を行っていただけると判断したことによるものであります。 なお、同氏は、一般株主と利益相反の生じる恐れがあると判断する場合の独立性の判断要素（独立性基準）に抵触しておらず、また、個別に行った調査の結果、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと実質的に判断できるため、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他

該当項目に関する補足説明

取締役賞与は、業績連動を考慮し支給しております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

役員報酬につきましては、取締役報酬および監査役報酬は、平成3年6月27日開催の定時株主総会で決議された取締役200,000千円（年額）、監査役20,000千円（年額）を限度としております。
平成28年3月期において取締役に支払われた報酬等の総額は、229,240千円（うち社外取締役2,700千円）、監査役に支払われた報酬等の総額は、16,410千円(うち社外監査役8,760千円）です。
なお、取締役および監査役ともに、上記報酬等の総額には、報酬枠に該当する月額報酬のほか、退職慰労引当金が含まれています。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬は、職務執行の対価としての基本報酬、当期の業績を勘案し支給する役員賞与、在任期間中の功労に対して支給する役員退職慰労金によって構成され、いずれも株主総会の決議を経て決定しております。
基本報酬は、株主総会で決議された限度額の範囲内において、取締役会および監査役会で決定された内規に基づき、支給金額を決定しております。
役員賞与は、社外取締役を除く取締役を対象として、取締役会で決議された内規に基づいて支給金額を算定し、定時株主総会の決議を経て支給しております。
退職慰労金は、各取締役および監査役の役員ならびに在任期間を基本として内規に基づき算定することとし、その支給については、株主総会で決議し、具体的な金額については、取締役会、および監査役の協議により決定しております（平成27年5月1日付で内規を改訂し、社外役員については、以降の在任期間については退職慰労金支給の対象外としています）。
なお、上記の基本報酬、役員賞与、退職慰労金を決定するにあたっては、独立社外取締役の助言を求めます。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

監査役会および取締役会の事務局より、それぞれの開催案内および会議資料などの事前配付を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社の経営管理組織としては、経営方針などの重要事項に関する意思決定および業務執行の監督機関として「取締役会」、業務執行機関として「代表取締役」、また、当社は監査役制度を採用しており、監査機関として「監査役会」を設置しております。
さらに、経営戦略や経営上の重要課題、経営方針などを審議する機関として「経営審議会」を設置して取締役会の意思決定を補佐するとともに、監督と執行の分離を進め、業務執行の堅実性や迅速性を高める体制として執行役員制度を導入しております。
取締役会および監査役会は原則として月１回開催しているほか、必要に応じて臨時取締役会・臨時監査役会を適宜開催しております。また、経営審議会は原則として月２回開催しており、関係各部門から提出された取締役会上程案件のみならず、その他経営上重要と判断される課題や経営戦略上のリスク分析と対応などにつき実質的な審議を行っております。
監査の状況といたしましては、現在、社外監査役を含め監査役監査を実施しており、その主な活動内容は、重要会議への出席、工場・営業所への往査、事業部門・機能部門の業務監査、子会社調査などであります。
また、社外監査役は独立性が高く、財務・会計に関する知見も有しており、取締役会などに出席し、社外の経験と良識に基づいた客観的な視点からの意見具申を行っております。
また、平成19年6月28日開催の定時株主総会において、有限責任あずさ監査法人を会計監査人として選任しており、監査役と同監査法人とは情報交換・意見交換を行うなどの連携を密にして、監査の実効性と効率性の向上を目指しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

現在、当社は、取締役各々が取締役会の構成員として自由で独立した立場から経営上の意思決定や職務遂行の監督が行える体制にあり、なおかつ取締役会機能の一層の強化を図るため、社外取締役を選任しております。また、社外監査役は取締役会に出席し、日常的にかつ経営に通じた第三者の目で経営に対し意見具申をするなど、客観的・中立的立場から公正な審議や監督するための機能を果たしております。
以上のようにコーポレート・ガバナンスを強化し、効率的な経営管理体制を志向することで、変化の激しい経営環境に迅速かつ的確に対応するため、現在の体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	平成28年6月29日開催の、第52期定時株主総会についての招集通知は、開催日の19日前（法定期限の5日前）に発送いたしました。
その他	当社のホームページへ招集通知を掲載するとともに、定時株主総会終了後に当社製品の試食会を開催しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	有価証券（四半期）報告書・決算短信（四半期）・報告書・当社の広報誌「膳」などを掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	総務広報課	
その他	ステークホルダーである株主のみなさまや金融機関、投資家、取引先に対して広報誌「膳」を四半期毎に配布し、幅広く経営情報を提供させていただいております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「社是」、「経営信条」、「倫理綱領」、「企業倫理ホットライン規程」などを制定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境マネジメントシステムの国際規格「ISO14001」の認証を取得し、環境保全活動に努めております。
その他	主要取引先に対する定期的な説明会の開催および広報誌「膳」の配布により、当社の経営活動についての理解を深めていただいております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

株式会社あじかん（以下、当社といいます）は、法令および定款を遵守するとともに業務の適正および財務報告の信頼性を確保するため、内部統制システムを整備し、その強化・充実に努めます。

1．取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
当社は、「社是」「経営理念」のもと、取締役・従業員が守るべき基本ルールを「あじかん倫理綱領」として制定し、法令・定款・企業倫理・社内規則などの遵守を確保するための啓蒙を継続的に行います。
定例取締役会を月１回開催し、取締役が相互に職務執行の法令・定款適合性を監視するための体制を確保します。
重要な法的課題やコンプライアンスに関する事項などで業務執行上疑義が生じた場合は、適宜、弁護士や公認会計士などの専門家に相談し、助言を求めます。
また、社内外者からの相談や通報に対応するため、「企業倫理ホットライン」を設置し、運用にあたっては公益通報者保護法を遵守します。
当社は、社会的な秩序や健全な企業活動を阻害するおそれのある、反社会的勢力との関わりを一切持ちません。万が一、当社がこのような団体・個人から不当な要求を受けた場合には、警察等関連機関とも連携し、組織的にも毅然とした態度で対応します。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
当社は、法令および「取締役会規則」「稟議基準」「文書管理規程」などの社内規定に基づき、取締役の職務執行や意思決定に関する記録を作成保存します。
また、「情報セキュリティ管理規程」「情報システム管理規程」を制定し、責任体制を明確化するとともに、情報漏洩・改ざんおよびコンピュータネットワークの破壊や不正使用などが発生しないよう、適切な保護対策を実施します。

3．損失の危機の管理に関する規程その他の体制
当社は、全社的事業継続システムを体系的に定めた「事業継続管理規程」を制定します。
各部門においては、個々のリスクを継続的に監視するとともに、マニュアルの作成やシミュレーション訓練などの実施により損失危機の未然防止に努めます。
万が一、損失危機が発生した場合は、社長が本部長を務める緊急対策本部を設置し、損失の軽減化と短期間での回復に努めます。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、取締役・従業員の役割分担や職務分掌を明確にする「組織規程」「業務分掌規程」「職務権限規程」を制定します。
経営戦略や経営上の重要課題、経営方針を審議する機関として経営審議会を設置し、取締役会の意思決定を補佐します。
業務の運営にあたっては、全社および各部門の中期および単年度の目標値を策定し、その業績管理を実施するため実績検討会（PL会議）を設置します。
また、監査室を中心に内部監査を計画的に実施し、事業活動全般の管理・運営制度および業務の遂行状況を会社財産の保全および経営効率向上の観点から検討・評価し、かつ改善を促します。

5．当社およびグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社は、グループ会社に対して経営上の重要事項の承諾手続きおよび定期的な業務執行状況・財務状況などの報告が適正に行われるよう「関係会社管理規程」「関係会社関連業務運営基準」を制定します。
当社とグループ会社は、四半期毎に連絡会議を開催し、当社は各グループ会社の経営上の重要事項や経営管理体制・業務執行状況について適時報告を受けるとともに適切な助言・指導を行い、当社およびグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制の整備に努めます。
当社の監査室は定期的な内部監査の対象として、グループ会社の事業活動全般を法令遵守および経営効率向上ならびに損失の危機管理などの観点から検討・評価し、かつ改善を促します。

6．監査役の職務を補助すべき従業員に関する体制
当社は、監査役の職務を補助すべき従業員が必要と判断した場合は、補助従業員を設置し、その人事については監査役の意見を尊重します。
なお、補助従業員は、監査役の指揮命令に従うものとし、取締役からの独立性ならびに指示の実効性を確保します。

7．監査役への報告体制、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
当社は、監査役に対して、取締役会・経営審議会・関係会社連絡会議をはじめとする重要会議への出席を求めるほか、当社およびグループ会社に係る法定の報告事項に加えて、経営に影響を及ぼす重要事項の発生あるいは取締役の決定内容、監査室などが行う内部監査の結果、公益通報などにより発覚した、取締役・従業員の不正行為や法令・定款違反行為の内容などについて報告します。
また、代表取締役との定期的な会合のほか、当社およびグループ会社の取締役および各部門責任者に対する必要な調査・報告などの要請を応諾するとともに、監査の実効性を高めることを目的として、弁護士、公認会計士、監査室との緊密な連携が図れる体制を整備します。
当社およびグループ会社は、監査役への本条の報告を理由に当該報告者に対する不利益な取扱いを禁止します。
なお、監査役がその職務の遂行について生じる費用の前払いまたは償還を請求したときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じます。

8．財務報告の信頼性を確保するための体制
当社は、当社およびグループ会社の財務報告の信頼性を確保するため、経理規定類を整備するとともに、「財務報告に係る内部統制規程」を制定します。
また、経営審議会において、内部統制の整備・運用状況を定期的に総括し、財務報告において不正や誤謬が発生するリスクを管理するとともに、予防および牽制機能を整備・運用し、自己点検や内部監査人による評価などを通じて不備が検出されたときは、速やかに是正していく体制を整備します。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会的な秩序や健全な企業活動を阻害するおそれのある、反社会的勢力との関わりを一切持ちません。万が一、当社がこのような団体・個人から不当な要求を受けた場合には、警察等関連機関とも連携し、組織的に毅然とした態度で対応します。
また、当社は「あじかん倫理綱領」において、反社会的な行動や道義にもとるようなことを行わない旨を定め、役員および従業員が日々の企業活動において遵守するよう徹底します。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

導入しておりません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社におけるコーポレート・ガバナンスの充実に向けての今後の課題といたしましては、監査室が果たすべき内部統制・内部牽制機能の強化・充実を図るとともに、リスク分析力・管理力の向上と社内コンプライアンスの体系的な推進が必要と認識しております。

【参考資料:コーポレート・ガバンス体制】

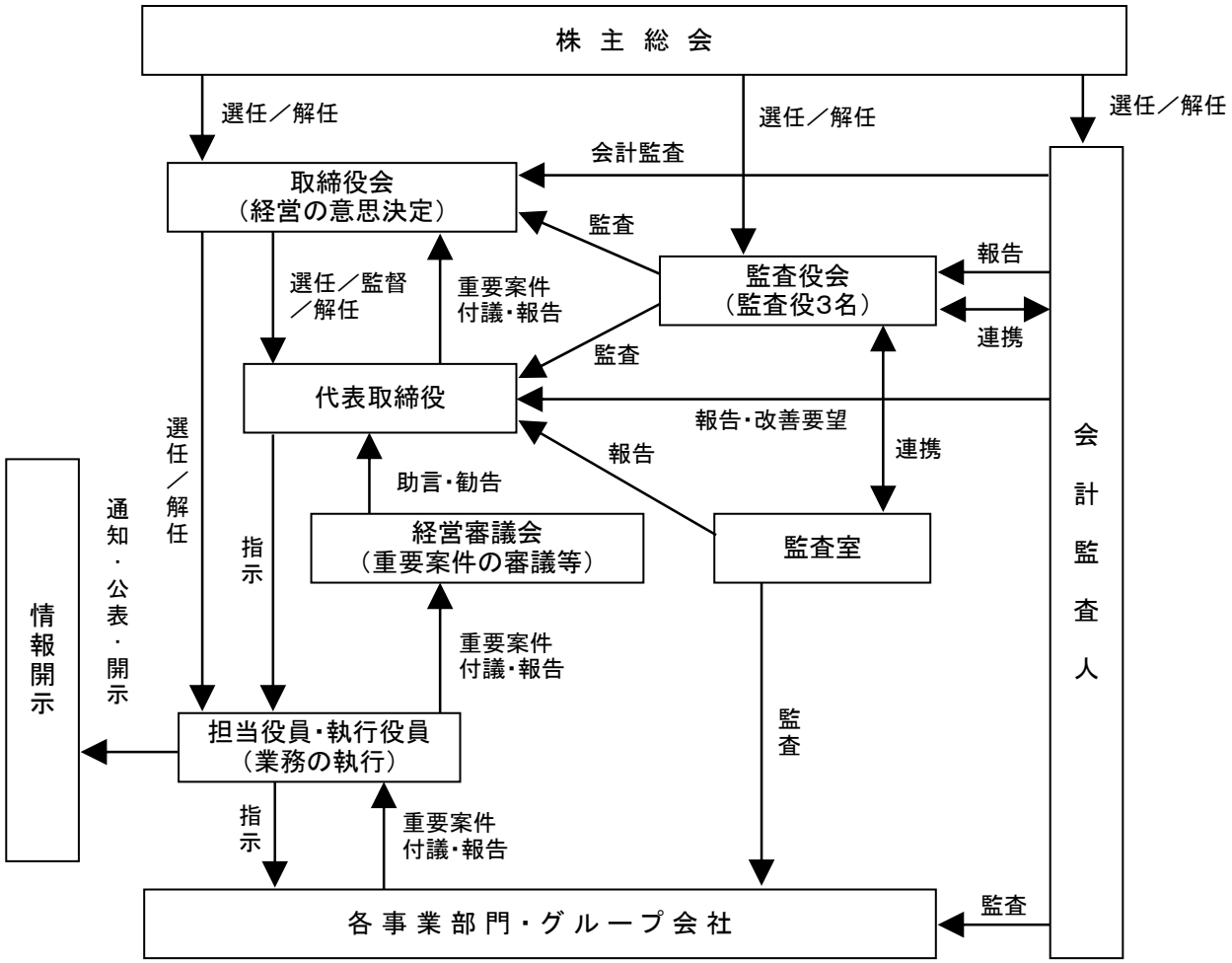

【参考資料：適時開示体制の概要】

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

記

１．基本的な考え方

当社は、経営の適法性、および透明性の向上が上場会社としての社会的責任と認識し、コーポレート・ガバナンスおよび会社情報管理体制の充実に努めております。

会社情報のディスクローズにおきましても、関係法令や証券取引所が定める適時開示規則などに従い、適時・適切な開示を行っております。

２．社内体制の状況

(1) 社内規程により、重要事項の決定は取締役会あるいは代表取締役へ付議され、重大事態が発生した場合は取締役会、代表取締役、あるいは緊急対策本部（本部長；代表取締役社長）に報告する旨をそれぞれ規定し運営しております。また、それらの情報は、各機関の事務局等を務める業務推進本部（本部長；情報取扱責任者）に全て集約され、一元管理されております。

(2) 業務推進本部には、人事総務部（株式・法務・危機管理・広報・人事労務 担当)、経営管理部（経理・財務・情報システム 担当)、および経営企画部（経営企画 担当）が設置され、集約された付議事項および発生報告事項が開示要件に該当する重要事実か否かの確認を行っております。判断に疑義がある場合は、証券取引所・財務局・弁護士・証券代行機関・会計監査人などに確認を行い、確実な結論を求めるよう努めております。

(3) 業務推進本部は、当該事実がインサイダー取引規制の対象またはその可能性があると判断した場合は、当該事実の公表が完了するまで、当社株式の売買管理を行う人事総務部に対して当社株式の売買規制と規制対象者への売買自粛要請を指示します。

(4) 重要事実が決議または報告されたときは、速やかに証券取引所や財務局への通知および記者発表などによる公表を行っております。また、公表したニュースリリースは当社のホームページに掲載するなど積極的な開示を行っております。

(5) 監査役および（内部）監査室は、重要事実の情報開示業務が適法かつ適正に遂行されているかの業務監査を定期的かつ随時に行い、不具合を確認した場合はその是正を指示し、改善結果の確認を求めております。

なお、上記内容を図式化すると、次図のようになります。

重要情報の管理・開示のフローチャート

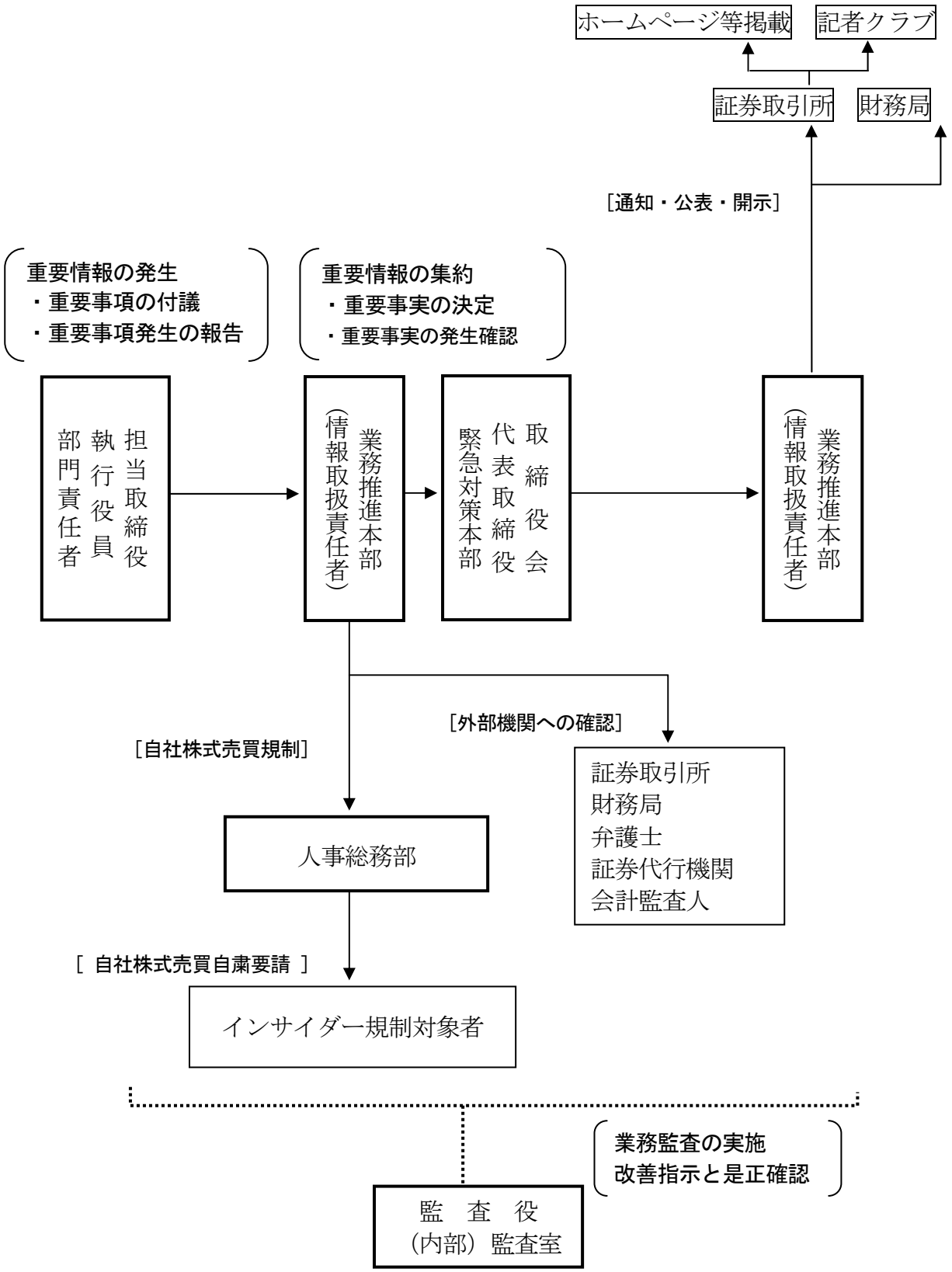

以 上